

黒染め指導 違法性なし

大阪地裁判決 府立高元生徒の髪巡り

大阪府羽曳野市にある府立懐風館高の元女子生徒(二)が、生まれつき茶色い髪を黒く染めるよう教諭らに強要され不登校になったとして、府に慰謝料など約二百二十万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁(横田典子裁判長)は十六日、「教員らの頭髪指導は違法ではなく、黒染めを強要したとは評価できない」と判断した。

一方、元生徒が進級したを命じた。に席を教室に置かなかつ 判決理由で横田裁判長たり、名列表に氏名を記載 は、教員らは検査で元生徒しなかつたりしたことを違 の頭髪の根元部分が黒色だ法とし、三十三万円の賠償 と確認した他、元生徒の中

「席置かず」などは賠償命令

学時代の指導経過などから、「生来の髪色が黒色だと合理的な根拠に基づいて認識し頭髪指導をした」と指摘。元生徒も従う姿勢を示しており、教育的指導の裁量の範囲を逸脱した違法性はなかったとした。元生徒の地毛が茶色かどうかの判断は示さなかった。

頭髪を規制する同校の校則についても、華美な頭髪や服装の制限で非行行動を防止するため「正当な教育目的であり、制約も一定の範囲にとどまり、社会通念に照らし合理的だ」と判断した。

判決によると、二〇二五年春に入学した元生徒は、教員らに髪を黒く染めるよう複数回指導され黒色に染めた。二年生の夏休みに明るい茶色に染め、始業式に染め直して登校。しかし「不十分」だとして繰り返し指導を受け、一六年九月から不登校になった。学習課題を履修するなど一八年三月、卒業認定された。

元生徒側は一七年九月に提訴し「地毛が茶色いのに黒染めを強要する指導は人格権の侵害」などと主張していた。府側は十六日、頭髪指導に関してはおおむね主張が認められたとして、控訴しない方針を示した。

「ブラック校則」さまざま反響

大阪のこの訴訟は、理不尽な「ブラック校則」が社会問題化するきっかけとなった。ユースク取材班は八日付朝刊でブラック校則を取り上げ、読者からさまざまな反響が寄せられた。

名古屋南区のパート武居希公代さん(四七)は「制服は成長によって再購入しなければならぬ人もいる。綿パンやジーパンをOKにした方がまだ負担は少ない。昭和的な考えは払拭した方が反抗も少なくなるのでは」と提案する。

愛知教育大の清水克博特別教授(六四)は「学校は生徒像のステレオタイプを求められ、校則で縛る指導を改善できないのでは」と分析。「すべての責任を学校に負わず、地域、家庭の責任と捉えて

制服、髪形…豊かな教育とは

緩やかに見守る姿勢が必要。校則を取り外して豊かな教育を実践している学校を取り上げ、具体的な目標として教員に認知させることも不可欠だ」と指摘した。

三重県の高松三年の男子生徒は「制服があるのはいがシャージーや私服を選ぶ自由がないのはおかしい。コロナ禍でシャージーを許可するところも出ているように、これを機にいい流れができてほしい」と願った。

ブラック校則について調べてほしいと取材班に投稿した名古屋市四十代女性は、大阪での訴訟の判決を受け「髪形など外見で標準をつくり強制することが子供の成長につながるのか。指導者にはもっと考えてほしい」と求めた。